

## 第14章 推進体制

- 1 京都地域包括ケア推進機構における各種プロジェクトの推進
- 2 自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組の推進
- 3 介護保険制度の適正な運営の確保
- 4 高齢者の健康福祉サービス推進のための体制づくり

この章では、この計画の推進のための体制整備について説明します。



## 第14章 推進体制

### 1 京都地域包括ケア推進機構における各種プロジェクトの推進

#### この項目のポイント

- ▶ オール京都体制による広域的な支援体制の整備

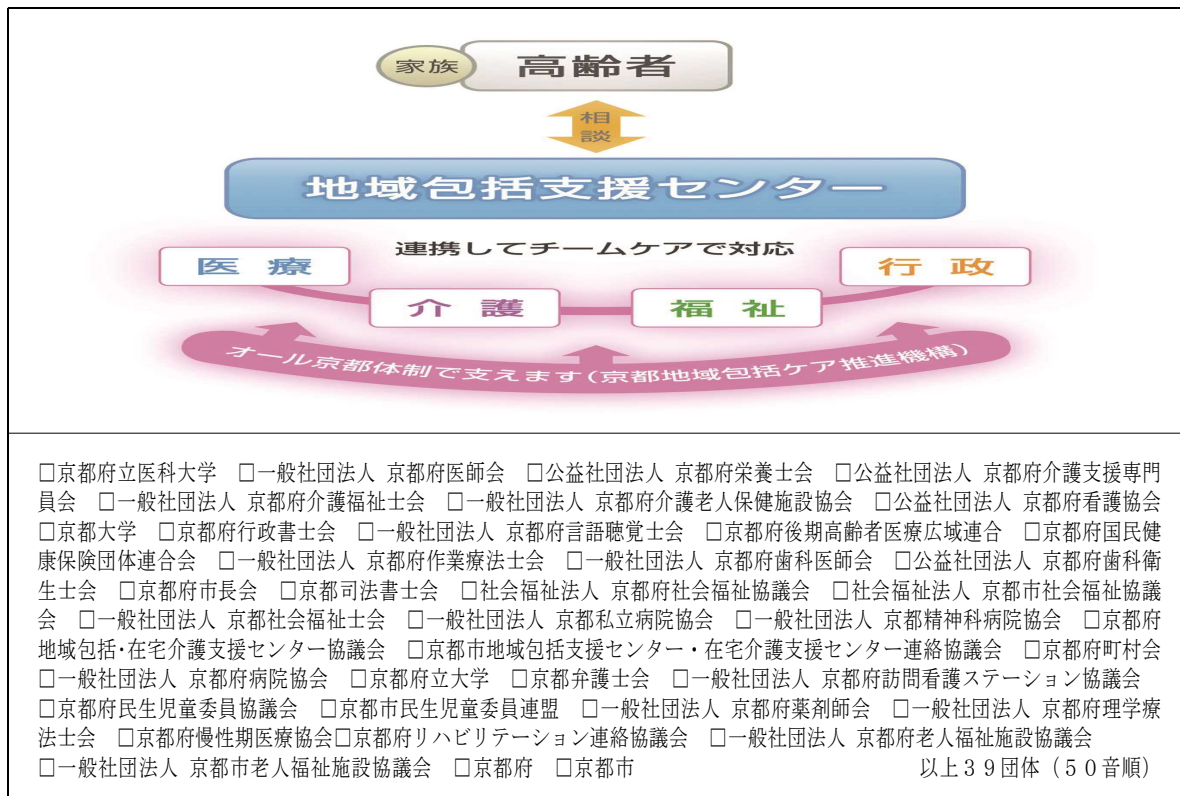
#### 【現状と課題】

- 京都府では、行政だけでなく医療・介護・福祉のあらゆる関係団体がオール京都体制で「地域包括ケア」の実現に取り組むため、京都地域包括ケア推進機構（以下「推進機構」という。）を設立し、制度や組織の壁を越えて連携の強化につながる取組を進めています。
- 推進機構では、先述の「在宅療養あんしん病院登録システム」のほか、地域包括ケアを実現するための医療・介護・福祉の連携について、認知症総合対策、総合リハビリテーションの推進、看取り対策を3大プロジェクトとして、それぞれ推進プランを策定し、オール京都体制で取り組むこととしています。（図表14-1）
- 推進機構の構成団体の専門性と、市町村の取組とのマッチングによる事業展開を更に推進し、市町村単位での医療・介護・福祉の連携強化を充実させていく必要があります。

#### 【今後の取組】

- 推進機構において、医療・介護・福祉の関係機関が連携したオール京都体制で、「京都式オレンジプラン（京都認知症総合対策推進計画）」、「総合リハビリテーション推進プラン」、「『さいごまで自分らしく生きる』を支える京都ビジョン・京都アクション」等に基づき、各種プロジェクトをオール京都体制で推進します。（図表14-1）

【図表 1 4 - 1 京都地域包括ケア推進機構の概要】



## 2 自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組の推進

### この項目のポイント

- ▶ 介護予防や自立支援、重度化防止、また地域包括ケアの推進等に係る市町村が保険者機能を発揮して効果的な取組を実施できるよう支援
- ▶ 保健所と地域包括ケア推進ネットによる市町村への伴走支援

### 【現状と課題】

- 介護保険制度を持続可能な制度として維持・運営するため、市町村が保険者機能を発揮して、自立支援や重度化防止等に主体的に取り組むことが必要です。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。
- 在宅医療・介護連携など広域調整が必要な事業や、地域分析など専門的な視点が必要な事業に対しては、市町村が効果的な取組を実施できるよう、府や京都地域包括ケア推進機構の支援が必要です。

### 【今後の取組】

- 市町村が、データに基づく課題分析を行い、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるよう、介護予防や自立支援、重度化防止に向けた取組内容を目標を定め、介護保健事業計画に記載するとともに、目標の達成状況について評価できるように支援します。
- 研修の実施や専門家の派遣等により、市町村の課題分析や自立支援・重度化防止に向けた取組を支援します。
- 市町村における地域包括ケアシステムの構築等を、京都府と京都地域包括ケア推進機構の連携のもと、府保健所と地域包括ケア推進ネットが伴走支援します。

### 3 介護保険制度の適正な運営の確保

#### この項目のポイント

- ▶ 介護サービスの事業者に係る指定審査及び指導・監査を適正に実施
- ▶ 介護サービス事業者の情報の公表、第三者評価、外部評価の一層の推進
- ▶ 不服申立て制度としての介護保険審査会を適正に運営
- ▶ 第4期京都府介護給付適正化計画を策定し、市町村の取組を推進

#### (1) 介護サービス事業者に係る指定、指導・監査

##### 【現状と課題】

- 平成29年9月末現在で、介護サービス事業所は、府内で7, 557事業所が指定されていますが、京都式地域包括ケアシステムの推進に向け、引き続き、介護サービスの充実を図っていく必要があります。
- 介護サービスの利用の伸長に伴い、増加する介護サービス事業所に対する効率的・効果的な指定、指導・監査の取組が必要です。
- 介護サービス事業所については、悪質な不正事案に対して厳正に対処する一方、サービスの質の向上を図る観点からの指導・育成が重要です。
- 平成27年度介護保険制度改正に伴う一部事業の市町村への段階的な移行や平成30年度制度改正等を踏まえ、各市町村と連携を密にし、適切な指導監督を行っていく必要があります。

##### 【今後の取組】

- 事業者指定に当たっては、「介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱」に基づき、審査手続の公平性と透明性を確保し、的確で効率的な審査を行っていきます。
- 事業者に対する指導・監査については、各市町村と連携し、引き続き悪質な事案に対し指定取消を含む厳正な対応を行うとともに、不正事案の未然防止・再発防止の観点から、事業者には義務づけられている法令遵守等の業務管理体制についての指導・検査を行うことにより、より一層の事業運営の適正化に努めます。
- 事業者のサービスの質の向上を図る観点から、虐待防止や身体拘束廃止等に向けた取組に対する指導的援助を図ります。

## (2) 介護サービス事業者の情報の公表、第三者評価

### 【現状と課題】

- 介護サービスの利用者が、質の高いサービスを適切に選択できるよう、事業者の情報を利用者に適切に提供することが重要です。
- 京都式地域包括ケアシステムの推進に向け、引き続き、介護サービスの質の向上や、事業の透明性の向上に努めていく必要があります。
- 特に、「介護サービス第三者評価」については、介護職員等において、よりよいサービス提供の気づきを深め、質の向上に取り組む機会となるとともに、事業所の透明性を高め、利用者のサービス選択に資するものであるため、その一層の推進が求められます。

### 【今後の取組】

- 利用者が質の高いサービスを適切に選択できるよう、介護・福祉サービス第三者評価、介護サービス情報の公表制度及び地域密着型サービスの外部評価の事業推進に取り組みます。
- 引き続き、京都府における推進組織である「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」と連携し、評価調査者の育成や評価項目の見直し等を行い、第三者評価の推進を図っていきます。
- また、「きょうと福祉人材育成認証制度」をはじめとする関連事業との連携により、第三者評価の受診促進を図るとともに、一層の普及・啓発に努めます。

## (3) 介護保険審査会の運営

### 【現状と課題】

- 市町村長が行う要介護認定や保険料の賦課等に対する不服申立てについては、京都府介護保険審査会において対応しています。

### 【今後の取組】

- 今後とも、不服申立ての制度がより円滑に機能し、権利・利益の迅速な救済が図られるよう努めます。

## (4) 介護給付の適正化支援

### 【現状と課題】

- 「第3期京都府介護給付適正化計画」(計画期間：平成27～29年度)に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱として、各市町村における介護給付の適正化の取組を推進してきたところです。
- 平成29年度現在、前回計画策定時と比較すると、「縦覧点検・医療情報との突合」が、平成26年10月から主要4帳票について京都府国民健康保険団体連合会と連携して市町村の負担軽減を図っていることもあり、全市町村で実施されるとともに、住宅改修等の点検を実施する市町村が増加した一方で、ケアプランの点検及び介護給付費通知の取組が進んでいない状況です。
- また、実施済の市町村においても、より実効性のある取組となるよう、取組の効果を評価・検証し、必要に応じて改善していくことが重要です。(図表14-2)

【図表14-2 府内市町村における介護給付適正化事業の取組状況(平成29年度)】

取組内容	実施市町村数
要介護認定の適正化	26
ケアプランの点検	12
住宅改修等の点検	22
縦覧点検・医療情報との突合	26
介護給付費通知	5

### 【今後の取組】

- 本計画期間においても、国の「介護給付適正化計画指針」に基づき、「第4期京都府介護給付適正化計画」を策定し、上記5事業を柱として、市町村の保険者機能強化の一環として、各市町村における介護給付適正化の取組を推進します。
- (図表14-3)

【図表14-3 第4期京都府介護給付適正化計画における各市町村の介護給付適正化事業計画】

取組内容	2020年度実施市町村数(目標)
要介護認定の適正化	26
ケアプランの点検	23
住宅改修等の点検	26
縦覧点検・医療情報との突合	26
介護給付費通知	11



- 各事業の実施にあたって、専門性の確保が課題となっていることから、「縦覧点検・医療情報との突合」については、引き続き京都府国民健康保険団体連合会と連携して、効果的・効率的な点検業務を実施し、市町村の負担軽減を図ります。
- 「ケアプランの点検」については、京都府介護支援専門員会等と連携して、市町村職員を対象とした検討会や研修を実施する等により、各市町村の取組を支援します。
- また、平成29年の介護保険制度改正で、保険者機能の強化と都道府県支援の強化が盛り込まれたことをふまえ、課題分析や対策の立案、好事例の共有等、保険者支援と一体的に、介護給付適正化の推進を図ります。

## 4 高齢者の健康福祉サービス推進のための体制づくり

### この項目のポイント

- ▶ 府民の理解の促進
- ▶ 市町村、関係団体等との連携体制の整備
- ▶ 関係課（室）や広域振興局との連携・調整等、庁内体制の整備
- ▶ 市町村との連携による進行管理

### （1）広報・啓発

- 高齢者がそれぞれの健康状態や生活様式（ライフスタイル）等に応じて、住み慣れた地域で健やかに充実した生活ができるとともに、いきいきと社会参加ができ、安心・安全に暮らせる社会の構築を目指して、京都府では、この計画に基づき、市町村等への支援を含め、様々な施策を展開していくこととしています。
- これらの施策を効果的に推進するためには、高齢者はもとより、府民全員が、高齢社会の現状や課題を理解し、共に助け合うことが重要です。
- このため、京都府広報誌やパンフレット、ホームページ等を活用するほか、市町村や関係機関等との連携を図り、府民に対して計画策定の趣旨や計画内容の広報・啓発に努めます。
- また、高齢者の介護予防、健康づくり、社会参加の支援等、高齢者の健康福祉に関する幅広い事業について、分かりやすい広報に努め、幅広い府民の参加を促します。

### （2）関係団体等との連携体制の整備

- この計画は、高齢者に対する健康福祉施策を総合的に展開するための計画であることから、各種サービスを単一にはではなく、関係団体と十分に連携を取りながら総合的に提供できるよう調整を図る必要があります。
- 京都府では、行政関係者、医療・介護・福祉の専門職・関係団体、学識経験者を構成員として設置している「京都府高齢者サービス総合調整推進会議」で、高齢者サービスの総合調整推進のための企画立案、医療・介護・福祉等に係る情報交換及び連絡調整等を実施することとしており、定期的に計画の実施状況の点検・評価や進行管理を行い、計画の円滑な進行を図ります。

- この計画の推進に当たっては、市町村をはじめ、医療・介護・福祉の各種団体の果たす役割は重要であり、これら関係団体との連携の下に設置した推進機構がオール京都体制で地域包括ケアの実現のための取組を推進します。

### （3）庁内体制の整備

- この計画は、高齢者を地域全体で支えるという観点から、庁内一体的な計画策定を行うため設置している「京都府高齢者健康福祉計画関係課長等会議」により、関係課（室）相互の情報交換及び連絡調整を図りながら作成しましたが、今後も、京都府の高齢者施策の充実や市町村に対する助言等により計画の円滑な進行が図られるよう、関係課（室）との調整を行っていくこととします。
- 高齢化の状況や課題等は市町村ごとに異なるため、地域の特性に応じた施策が行われるよう、地域に密着した広域振興局、特に府保健所との連携を図りながら、市町村に対する助言・支援を行っていきます。

### （4）進行管理

- この計画は、各市町村計画と一体となって推進されることによりはじめて具体化するものであるため、計画の推進に当たっては、各市町村と十分に連携して進めていく必要があります。
- 各市町村においては、毎年各種サービス等の進行管理を行い、年度ごとの課題・問題点を整理することとしており、京都府においても、各市町村の状況を的確に把握することにより、市町村計画及び京都府計画それぞれが、高齢者のニーズに沿った計画となるよう、3年ごとの見直しを実施することとしています。

